

# 大阪チャレンジリーグ運営に関する規約

2004年04月01日改正

2006年06月23日改正

2007年07月17日改正

2008年08月02日改正

2010年06月25日改正

2014年05月23日改正

2015年06月10日改正

## 第1章 総 則

### [名称]

第1条 本組織は大阪チャレンジリーグと称し、その事務所を大阪府ラグビーフットボール協会事務所に置く。

### [目的]

第2条 大阪チャレンジリーグ（以下「本リーグ」という。）は大阪府ラグビーフットボール協会（以下「大阪協会」という。）の指導、監督のもと社会人ラグビーフットボールの健全な発展と加盟チーム相互の親睦を深めるとともにリーグ戦の円滑な運営を図ることを目的とする。

### [構成]

第3条 本リーグは大阪府内において本リーグに加盟している社会人チーム及びクラブチームをもって構成する。

### [事業]

第4条 本リーグは次の業務を行う。

- (1) リーグ戦の運営に関すること。
- (2) ラグビーフットボールの発展に関すること。
- (3) 加盟チーム相互の親睦に関すること。
- (4) その他必要事項。

## 第2章 運営・組織

### [役員及び任務]

第5条 本リーグ運営のため、次の役員を置く。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 1名
3. 総務 1名
4. 委員 12名以内
5. 会計 1名

上記のほか顧問をおくことができる。

- ① 委員長は会務を統轄し会合を主宰し本リーグを代表する。
- ② 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

- ③ 総務は委員長の指示を受け、リーグ運営に関する業務を掌る。
- ④ 委員は委員会を構成し、この規約の定めるところにより本リーグの業務を議決し、執行する。
- ⑤ 会計は委員長が委嘱する。
- ⑥ 顧問は委員長の諮問に答え、事業の運営に参画する。

#### [役員を選出]

第6条 役員を選出方法は次のとおりとする。

1. 委員長は大阪協会社会人担当理事があたる。
2. 委員は大阪協会社会人委員（担当理事を含む。）及び加盟チームの代表者（委員長の薦による。）の中より委員長が選出する。
3. その他の役員は委員長が委嘱する。

#### [役員任期]

第7条 役員任期は1年とし留任を妨げない。役員に事故あるときは補充することができる。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

#### [機関]

第8条 本リーグ運営のため、次の機関を置く。

(委員会)

委員会は委員長が議長となり、毎年度初め及び委員長が必要と認めたときに開催することとする。委員会は構成員の2分の1以上によって成立し、議決は出席者の過半数をもって成立することとする。ただし、賛否同数の時は委員長がこれを決する。

### 第3章 登録・資格等

#### [チームの登録等]

第9条 本リーグ加盟チームは大阪協会の登録指定日までに、その年度のチーム登録を行い、社会人委員会に提出するものとする。

1. 日本協会加盟社会人登録チームであること。
2. 社会人チームとは、選手の所属する企業または団体が、単一の法人（連結決算している関係にある法人を含む。）または、国及び地方公共団体（それぞれの出資団体を含む。）で形成されているチームをいう。
3. クラブチームとは、前項以外の社会人で構成されているチームをいう。クラブチームで法人格のないものについては、全ての選手に適用がある当該クラブチームの規約に基づき組織されているほか、代表者の設定をはじめ当規約の誠実な履行など本リーグ参加に支障のない体制が確保されていることを要する。本リーグ加盟の社会人チームがクラブ化した場合も同様とする。
4. 本リーグへのクラブチームの加盟は、従前社会人チームとして本リーグの加盟実績のあるチームがクラブ化した場合にのみ、前項の要件を備えていることを条件に認める。
5. 一旦、本リーグを離脱し、他の委員会に所属したクラブチームは本リーグに参加できない。

6. 本リーグより脱退を希望するチームは委員長宛に脱退理由書を提出しなければならない。
7. 本リーグの体面を著しく汚し、またはその他の理由により加盟チームとして相応しくないチームについては、委員会の決定により除名することがある。
8. 本リーグ加盟チームとして疑義がある場合は、委員会で審議決定する。

#### [選手登録]

第10条 加盟チームは毎年6月末日までに所定の様式により本リーグに選手登録を行うものとする。なお、追加登録期限は毎年8月末日までとする。この期限を過ぎて登録された選手は、その年度の公式試合には出場できない。

1. 日本協会の競技者個人登録をした選手で、社会人であること。
2. 企業内チームの場合には、選手とチームもしくはチームが所属する企業等との間に何らかの契約関係があること。(社員・契約社員他)
3. クラブチームの場合には、選手とクラブの間に入会契約等何らかの契約があること。
4. 外国籍選手は、現行の日本協会規程に準ずる。
5. 選手の離籍及び移籍は、下記のとおりとする。
  - ① 前所属チームを退部し、他チームへ移籍した選手は1年間公式試合には出場出来ない。ただし、「選手離籍証明書」を所有し前所属チームから「移籍承諾書」の発行を受けている選手は所定の選手登録手続き完了後、公式試合出場が認められる。
  - ② 前所属チームが廃部・休部を表明した場合は「選手離籍証明書」・「移籍承諾書」の発行を受けることなく、前項の選手登録手続き完了後公式試合出場が認められる。この場合において、加盟チームは廃部・休部の事実を書面により委員長に届け出なければならない。
6. 選手の資格について疑義があるときは委員会で審議決定する。

### 第4章 競技（試合・入替戦等）

#### [試合]

第11条 本リーグは原則としてリーグ戦方式により試合を行う。ただし、必要があるときは他の方法により競技を行うことがある。

#### [編成]

第12条 本リーグは原則として6チームの編成とする。

#### [スケジュール]

第13条 リーグ戦のスケジュールについては年度当初に委員会で決定する。

#### [試合時間]

第14条 リーグ戦の試合時間は原則として35分ハーフとする。なお、競技場の時間制限等により変更のある場合はこの限りではない。

#### [試合結果報告]

第15条 試合の結果については、当番チームが試合終了後速やかに総務に報告するものとする。

#### [順位決定]

第16条 本リーグ戦の順位は次の方法により決定する。

1. 順位の決定にあたり勝ち点制を採用し、全試合終了時点で勝ち点の多い順に順位を決定する。
2. 各試合の勝ち点は、勝ち4、引分け2、負け0とする。
3. ボーナス点として以下の点を与える。
  - ① 負けても7点差以内ならば、1点を与える。
  - ② 勝敗に関係なく4トライ以上獲得したチームに1点を与える。
4. 全試合終了時点で勝ち点と同じの場合、次の各号の順序により順位を決定する。
  - ① 本リーグ戦全試合の得失点差の多いチームから上位とする。
  - ② 当該チーム同士の試合で、勝ち点の多いチームを上位とする。
  - ③ 当該チーム同士の得失点差の多いチームから上位とする。
  - ④ 本リーグ戦全試合の総トライ数の多いチームを上位とする。
  - ⑤ 本リーグ戦全試合のトライ後ゴール数の多いチームを上位とする。
  - ⑥ 当該チームで抽選を実施。
5. 棄権したチームの取り扱いについて
  - ① 一の試合を棄権したチームは、その後の試合に参加することはできるが、順位は成績の如何にかかわらず最下位とし、自動降格とする。
  - ② 棄権したチームの勝ち点は0、その相手チームの勝ち点は5とする。

#### [入替戦]

第17条 入替戦は次のとおりとする。

1. 入替戦は原則として12月中に終了するものとし、勝敗は1試合でもって決する。
2. 入替戦が引分けとなった場合は、トライ数の多いチームの勝利とする。トライ数が同数の場合は、トライ後のゴール数の多いチームの勝利とする。トライ・ゴールとも同数の場合は、リーグ所属チームが残留する。
3. 原則として本リーグ最下位より2チームは新規加盟希望チームと入替戦を行う。
4. 原則として上位1チームは、ジャパンラグビートップウェストリーグ入替戦の大阪協会推薦チームとしての資格が与えられる。
5. 本リーグ戦で棄権試合を申し出たチームは、入替戦出場を認めない。翌年の本リーグ加盟については委員会において裁定する。
6. 本リーグに加盟する社会人チーム及びクラブチームは入替戦等を参考にチーム構成を含め委員会で決定する。

#### [運営規約以外の扱い]

第18条 競技に関し本規約に定めのない事項については、委員会において定める。

## 第5章 会 計

第19条 運営経費は、年度会費、加盟費、その他の収入をもってあてる。

第20条 年度会費は毎年初めに納入しなければならない。ただし、既納費は、いかなる理由があっても返却しない。

第21条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 その他

第22条 本リーグの規約改正は、委員会の議決を経たのち、大阪協会理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

第1条 本規約は平成27年6月10日より施行する。

### 附 則

第1条 本規約は平成26年5月23日より施行する。

### 附 則

第1条 選手の所属チーム(本則第10条)

本リーグのチーム所属選手はリーグ等を異にする場合であっても、本リーグ戦に参加している一つのチーム以外に所属することは出来ない。

第2条 入替戦(本則第17条)

入替戦には、次年度参加を予定されているプレーヤーを参加させることは出来ない。これに違反し事後に発見された場合は、このゲームに関しては敗戦とみなす。

第3条 会費等(本則第20条)

年度会費は4万円とし、新規加盟チームは加盟金2万円を納入しなければならない。なお、試合に要する経費については当該チームの負担とする。ただし、本リーグ加盟チームが再加盟した場合については、加盟金は必要としない。

第4条 オープン戦の実施

1位チームは、兵庫県実業団チーム1位とのオープン戦を実施する。  
本試合はジャパンラグビートップウェストB1リーグとの入替戦の資料とする。

第5条 本規約は平成22年6月25日より施行する。